

6月定例会

平成27年度国民健康保険特別会計

※**繰上充用6億7400万円の補正予算専決を承認**

(※会計年度の歳入が不足するときに翌年度歳入を繰り上げて充てること)

会期日程

- 6月18日 ◎開会
 ○会期の決定
 ○会議録署名議員の指名
 ○議案等の上程
 ○提案理由の説明
 ○請願紹介議員の説明
 19・22日 (考案日)
 23日 ○一般質問(5人)
 24日 ○一般質問(5人)
 25日 ○一般質問(1人)
 ○議案等の質疑
 ○議案等の委員会付託
 ○市庁舎整備特別委員会の
 中間報告
 26・29・30日 ◇常任委員会
 7月3日 ○議案等の審議
 (委員長報告 質疑・討論・採決)
 ○追加議案等の上程
 ○提案理由の説明
 ○追加議案等の審議
 (質疑・討論・採決)
 ○表彰状の伝達
 ○諸般の報告
 ◎閉会

平成27年第3回定例会は6月18日に招集され、7月3日までの16日間の会期日程で開会しました。開会日に市長から、報告について12件のほか、5件の議案が上程され、提案理由の説明がありました。このほか請願書1件が上程されました。

一般質問では、4人の新人議員を含め、11人の議員が質問に立ち、執行部と活発な論戦を行いました。市内外から多くの傍聴者が訪れ、一般質問に対しての関心の高さがうかがえました。25日には市庁舎整備特別委員会から中間報告を行いました。(詳細は本ページ下に掲載)

最終日には付託された議案について、各常任委員長から審査結果の報告を受け、質疑・討論・採決を行い、全議案とも承認、可決しました。また、請願書1件は採決の結果、不採択となりました。さらに議員から意見書案1件、委員会から発議案1件が上程され、それぞれに質疑・討論・採決を行い本定例会を閉会しました。

市庁舎整備特別委員会中間報告
**ピーポート周辺を
 新市庁舎候補地に**

平成27年5月臨時会において、市庁舎整備特別委員会を設置しました。現在進められている市庁舎整備が市民の利便性の向上、防災上の拠点としての機能、将来の財政状況などを考察するうえで極めて重要であることから、議会独自の調査研究を行うことを目的としています。

特別委員会では設置以降、7回にわたり協議を行い、市民の利便性、候補地の発展性、財政の見通し、行政サービスの集中化及び効率化が図られること、他の官公庁

との連携が容易で防災体制の拠点になること、公共交通機関や主要幹線道路とのアクセスがよい場所であることなどを条件に検討を重ねました。結果、ピーポート周辺が市庁舎建設の候補地として相応しいとの結論に至り、6月定例会において特別委員会から市庁舎建設の候補地について中間報告を行いました。さらに、市長へ同様の提言を行いました。今後調査研究に努め執行部に提言を行っていきます。

委員会付託案件

詳細な審査と結果の報告を委員会に委ねること「委員会付託」とい、付託された委員会は審査の結果を本会議で報告します。ここでは各常任委員会に審査された案件の一部を掲載しています。

詳細かつ慎重な審査を

教育長の職務に関する

条例の制定について

総務文教常任委員会

6月定例会で付託された議案2件及び請願書1件を審査しました。

☆朝倉市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、教育

長の職務に専念する義務の特例について定めたいので、この条例を制定しようとするものです。

本委員会では法令の改正に伴う規定の整備であることから、全員異議なく、原案のとおり可決しました。

☆朝倉市土地開発公社の解散について

朝倉市土地開発公社は、地域の秩序ある整備及び市民福祉の増進に寄与することを目的として、市に代わり計画的な公共用地等の取得、管理、

保育環境の向上と

保育従事者への処遇改善を

環境民生常任委員会

6月定例会で付託された議案2件を審査しました。

☆小規模事業所等の保育士として准看護師も対象に

朝倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正し、各小規模保

育事業所等に配置すべき保育士の対象に保健師又は看護師、准看護師を一人に限り保育士とみなすことができるようにするものです。

この改正は、もともと保育士とみなすことができた保健師、看護師の人材不足に対する規制の緩和となります。

現在は対象となる事業所等はないものの、市に認可権限があり、認可時の審査やその後の指導監査において保育従事者への処遇改善の指導を行うことができるとの説明を

受け、委員会からは保育環境の質の向上と保育従事者への処遇の改善を要望し、原案のとおり可決しました。

2路線を市道認定

建設経済常任委員会

6月定例会で付託された1議案を審査しました。

☆市道認定を行いました
今回2路線の認定を行いました。

まずは、「酒屋畑1号線」、延長338メートル、幅員4メートルで、平成19年度に環境課の条件整備により整備を行いました。当時は回転

広場が設置されておらず、認定を行っていませんでしたが、今年度取り組む事業で公道から公道に接続することになったため、認定を行うものです。

次に、「松ノ元1号線」、延長30・1メートル、幅員6メートルで、開発行為により道路用地として寄附を受けたことに伴い認定を行うものです。

本委員会では現地調査を行い、詳細な説明を受け、認定基準に合致する

